

順天堂大学医学部受験料等返還請求訴訟（特定適格消費者団体による被害回復訴訟）についてのQ&A

2019年10月18日

Q1:どのようにしたら受験料の返還が受けられますか。

A1:現時点では、受験料の返還が受けられるかどうかはわかりません。

今回の裁判（共通義務確認訴訟）で消費者機構日本の請求が認められれば、対象消費者に該当する場合は、その後の手続（簡易確定手続）に参加することで返金を受けられます。

Q2:対象となる消費者はどのようになっていますか。

A2:平成29年度および平成30年度の入学試験の受験生で、属性と入試方式によって以下のとおりです。なお、いずれも二次試験の合格者を除きます。

- ・一般A方式を受験した女性および浪人生
- ・一般B方式を受験した女性
- ・センター独自併用を受験した女性
- ・センター利用を受験した女性

Q3:請求している金員はどのようなものですか。

A3:入学検定料（一般入試の場合は6万円、センター利用入試の場合は4万円）、送金手数料、郵送料、受験に要した旅費宿泊費等です。

Q4:慰謝料や逸失利益などは請求しないのですか。

A4:消費者機構日本などの特定適格消費者団体が利用できる被害回復の制度では慰謝料や逸失利益などを請求することはできません。慰謝料や逸失利益を請求したい方は下記弁護団にご相談してみてください。

医学部における女性差別対策弁護団

ウェブサイト <https://fairexam.net>

東京医大等差別入試被害弁護団

ウェブサイト <https://www.kaesebengodan.com/>

Q5:平成28年以前の受験者は対象とならないのですか。

A5:この制度では対象となりません。上記弁護団にご相談いただくか、順天堂大学の第三者委員会の調査報告書で事実関係を確認の上、あらためて国民生活センターADR その他のADR機関又は消費生活センターにご相談ください。

「国民生活センターADR」 <http://www.kokusen.go.jp/adr/index.html>

「消費生活センター」 <http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

Q6: 受験料の返還はいつ受けられますか。

A6: 現時点では受験料の返還が受けられるかどうか、受けられるとしてもその時期は分かりません。共通義務確認訴訟が終結すれば、受験料が返還されるかどうか、そして返還される場合にはその時期の見通しが立つようになります。

Q7: 受験料の返還を受けるために費用は必要ですか。

A7: 必要です。ただし、現時点ではまだ費用の見通しが立てられません。

共通義務確認訴訟で消費者機構日本の請求が認められれば、どれくらいの費用で返金を受けられるか見通しが立ちます。

共通義務確認訴訟終結後に簡易確定手続きへの参加について消費者機構日本から対象となる受験生の方へ通知・公告がされ、その際に費用の目途も示されますので、その費用との兼ね合いで手続きに参加するかどうかご判断ください。

Q8: 訴訟の詳しい内容や、今後の訴訟の進行は知ることができますか。

A8: 消費者機構日本のウェブサイトにて提訴時の資料が掲載されています。

また、訴訟の進行にあわせて、裁判の傍聴案内や共通義務確認訴訟の結果なども消費者機構日本のウェブサイトに掲載していく予定です。

<http://www.coj.gr.jp/>

<参考>

消費者団体訴訟制度（被害回復）について

(1) 訴訟手続きが2段階に分かれています。

(2) 今回、消費者機構日本が提訴したのは1段階目である共通義務確認訴訟です。

大学側に法律上の責任があり受験料等の返還義務があることを確認するための訴訟です。

この訴訟で消費者機構日本の請求が認められれば2段階目である簡易確定手続きに移行します。

(3) 被害者が手続きに参加するのは2段階目からとなります。

2段階目に入ると消費者機構日本がウェブサイトで公告し、さらに対象となる受験生で連絡先の分かる人には個別通知を行い、手続きへの参加を呼び掛けます。その際、手続き参加のための費用（確定した金額）と債権届出以降の費用（目安となる金額）をお知らせします。

対象消費者の方々には、その費用負担と返還されるであろう金額の兼ね合いで、手続きに参加されるかどうかのご判断をしていただくようお願いします。